

高知市障害者相談支援事業及び障害支援区分認定調査業務委託仕様書
(委託期間：令和7年度から令和9年度までの3か年)

1 委託業務の概要

- 委託業務：(1) 相談支援事業
(2) 認定調査業務（相談支援事業受託者の内1者のみ）
- 対象者：(1) 高知市内に居住する障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）
(2) 障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者
(3) 関係機関の者
- 地区：(1) 相談支援事業は、高知市を東西南北の4地区に分けたうち、1地区を担当する（別表1参照）。また、状況によっては、担当地区外の対象者への対応をする場合がある。
(2) 認定調査業務は、高知県内（対象者は高知市が調査を指示する者）
- 名称：受託地区によって以下の名称を用いること
(1) 高知市障害者相談センター東部
(2) 高知市障害者相談センター西部
(3) 高知市障害者相談センター南部
(4) 高知市障害者相談センター北部

2 委託業務内容

- (1) 相談支援事業
- ① 個別支援業務
- ア 総合相談窓口
対象者からのあらゆる相談を受理する総合的な相談窓口機能
- イ 福祉サービスの利用支援
自立支援給付、地域生活支援事業等、必要な福祉サービス等の利用支援、セルフプラン作成支援
- ウ 専門機関の紹介、各分野の機関への適切なつなぎ
個々の必要性に応じて、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所や公共職業安定所、医療機関等専門機関等の紹介、各分野の機関への適切なつなぎ支援
- エ 社会資源を活用するための支援
住居、就労、食事等日常生活上の課題に対し、個別の具体的な社会資源を活用した支援
- オ 権利擁護のために必要な支援
日常生活自立支援事業や成年後見制度等、必要な制度の利用支援
- ② 地域支援業務
- ア 高知市自立支援協議会及び検討会の運営への協力
- イ 関係機関のネットワークづくりに関する業務
事業者や各団体等、地域内における関係機関ネットワークの構築や質向上にかかる業務、社会資源の探索や開発
- ウ 地域住民に対する啓発広報活動

- ③ その他（事業を実施するために必要と認められる業務）
 - ア 事業計画，実施状況等の報告
 - イ 地域内における障害者等の実態把握及び要援護者台帳の整備
 - ウ 各種研修会や担当者会議等への出席
 - エ 各種記録及び月報の作成

(2) 認定調査業務

- ① 調査対象となる障害者等への障害支援区分認定調査
- ② 調査票の作成及び提出，実施状況等の報告
- ③ 認定調査業務に付帯する研修，報告等

3 業務実施体制

(1) 業務日

土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日，年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除いた日

(2) 業務時間

8 時 30 分～17 時 15 分

なお，職員が不在の場合でも，電話の転送等により対応できる体制とすること

(3) 業務実施場所

業務実施場所は，東部は東部健康福祉センター，西部は障害者福祉センター，南部は南部健康福祉センターとすること。

北部は，本市と協議の上，受託地区内に事務所を構えることとし，その際に発生する固定費（建物賃借料，水光熱費等）は，委託料に上乗せする（上限金額，精算あり）。

(4) 業務体制

① 相談支援事業

- ・各障害者相談センターにつき少なくとも 2 名の職員を常勤専従で配置し，うち 1 名以上は以下の有資格者であること

有資格者・・・社会福祉士，保健師，精神保健福祉士又は相談支援専門員

② 認定調査業務

- ・上記に加え，3 名以上の職員を配置し，うち少なくとも 2 名は常勤専従者であること
- ・配置職員の資格は問わないが，高知市の指定する認定調査員研修の未受講者については，委託開始後に直近の研修を受講すること。

※本市の業務量推計からは，認定調査業務は常勤専従で 3 人役と見込まれる。

※ただし，相談支援事業及び認定調査業務を受託する場合，常勤者に限り，上記の相談支援事業と認定調査業務を兼務することは差支えない。

③ 相談支援事業，認定調査業務共通事項

- ・業務実施に伴う損害の賠償等に対応可能な手段を講じていること。
- ・緊急時や災害時の対応について，体制を整えていること。

(5) 業務内容の報告及び記録

- ① 受託事業者は各年度当初に、事業計画書を作成し、提出すること。
- ② 本業務に関する個人情報の保管、処理は、高知市が設置した専用のパソコンで行うこと。また、電子媒体によらない個人情報については、施錠された金庫等に保管すること。
- ③ 業務報告については、毎月 10 日までに前月分の業務実績報告書を提出すること。また、各年度業務が終了した時点で、終了月の翌月中に完了届と収支決算書を提出すること。

(6) 業務実施体制の留意点

- ① 個別の事業所名ではなく、「高知市障害者相談センター〇部」（〇は東西南北）の名称とすること。
- ② 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令の規定を遵守すること。
- ③ 高知市の事前承諾なしに第三者へ業務の一部又は全部の委託、業務実施により生じる権利及び義務を譲渡しないこと。
- ④ 各年度当初に配置職員届出書を提出すること（(4)記載の職員以外であっても、本事業の個人情報を取り扱う者や委託料から人件費を支出する者がある場合は提出が必要。）
- ⑤ 年度内の異動等により配置職員の変更があった場合にも、配置職員届出書を提出すること。
- ⑥ 業務実施場所を変更する場合は、高知市と協議した上で届出書を提出すること。
- ⑦ 高知市が業務の実施に必要な記録等の提示及び写しの提出を求めた場合は速やかに提示及び提出すること。
- ⑧ 業務執行状況等確認のため、高知市から立入調査の申出があった場合は速やかに応じること。
- ⑨ 本事業に係る経理については、他の事業に係る経理と明確に区分すること。

4 委託料

- (1) 委託料の内訳は人件費・管理費及び事務所確保費とし、委託料の上限は各年度相談支援事業については、14,087,000 円とする。認定調査業務については 20,759,000 円とし、相談支援事業委託料に上乗せする。
- (2) 上記の管理費内訳については別表 2 のとおりとする。不明な点は高知市に確認すること。
- (3) 委託料については各年度の契約金額を、各年度 4 回（4・7・10・1 月）に分割し振込にて支払う。各年度業務の収支決算を報告することとし、支出が契約金額を上回った場合、超過額は事業者負担とする。
- (4) 北部のみ事務所確保費用（建物賃借料、水光熱費等）として、792,000 円を上限として別途委託料の管理費に上乗せする（精算あり）。

5 高知市が準備し負担する範囲

- (1) 高知市が運用する「高知市総合健康福祉情報システム」の中の「在宅支援情報」にある要援護者台帳の閲覧及び作成のために、次の機器を高知市が設置する。なお、高知市総合健康福祉情報システムは令和 7 年 12 月末で終了するため、令和 8 年 1 月以降は新システムを利用することとする。新システム利用に必要な機器は高知市が設置する。
 - ① パソコン本体（1 台）
 - ② プリンタ本体（1 台）
 - ③ ルーター
- (2) 契約締結後から業務開始までの間に上記機器を設置するための初期工事費

(3) 上記機器について、業務開始後の回線使用料

(4) パソコン周辺機器の修理については、通常使用の場合は高知市が負担するが、通常使用以外の場合は、その都度協議して負担者を決定する。

6 個人情報保護に関すること

(1) 本業務に関する個人情報の保管,処理は,高知市が設置した専用のパソコンで行うこと。
また、電子媒体によらない個人情報については、施錠された金庫等に保管すること。

(2) 不要となった個人情報については、自らの責において確実に処分すること。

(3) パスワード等の管理を厳重に行い、端末周辺への掲示やメモの放置をしないこと。

(4) 端末設置場所については、画面を覗かれることのないよう専用の区画を用意する等留意し、外出時は電源の切断や施錠を行うこと。

(5) 個人情報の取扱いについて

受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、各年4月に本市に報告するものとし、本市はこれらの事項について検査を行うものとする。

7 その他

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「高知市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

地区	大街	町名
東部	布師田	布師田
	大津	大津甲,大津乙
	五台山	吸江,五台山,屋頭
	高須	高須,高須砂地,高須本町,高須新木,高須1～3丁目,高須東町,高須西町,高須絶海,高須大谷,高須大島,高須新町1～4丁目,葛島1～4丁目
	介良	介良甲,介良乙,介良丙,介良,潮見台1～3丁目
	南街	中の島,九反田,菜園場町,農人町,城見町,堺町,南はりまや町1～2丁目,弘化台
	北街	桜井町1～2丁目,はりまや町1～3丁目
	下知	宝永町,弥生町,丸池町,小倉町,東雲町,日の出町,知寄町1～3丁目,青柳町,稲荷町,若松町,高埴町,杉井流,北金田,南金田,札場,南御座,北御座,南川添,北川添,北久保,南久保,海老ノ丸,中宝永町,南宝永町,二葉町
	三里	池,仁井田,種崎,十津1～6丁目
西部	朝倉	朝倉甲,朝倉乙,朝倉丙,朝倉丁,朝倉戊,朝倉己,曙町1～2丁目,朝倉本町1～2丁目,若草町,若草南町,鶴来巢,横山町,針木東町,大谷公園町,朝倉南町,朝倉横町,朝倉東町,朝倉西町1～2丁目,針木北1～2丁目,針木本町,針木南,針木西,宗安寺,行川,針原,上里,領家,唐岩
	鏡	鏡大河内,鏡小浜,鏡大利,鏡今井,鏡草峰,鏡白岩,鏡狩山,鏡吉原,鏡的淵,鏡去坂,鏡竹奈路,鏡敷ノ山,鏡柿ノ又,鏡横矢,鏡増原,鏡葛山,鏡梅ノ木,鏡小山
	旭街	玉水町,纏手町,鏡川町,下島町,旭町1～3丁目,赤石町,旭駅前町,元町,南元町,旭上町,水源町,本宮町,上本宮町,大谷,岩ヶ淵,鳥越,塚ノ原,西塚ノ原,長尾山町,佐々木町,横内,口細山,尾立,蓮台,中須賀町,旭天神町,北端町,山手町,石立町,城山町,東石立町,東城山町,福井扇町,福井東町,福井町
	初月	東久万,中久万,西久万,南久万,万々,中万々,南万々,柴巻,円行寺,一ツ橋町1～2丁目,みづき1～3丁目,みづき山
	鴨田	鴨部,神田,鴨部高町,鴨部上町,鴨部1～3丁目
南部	潮江	土居町,役知町,潮新町1～2丁目,仲田町,北新田町,新田町,南新田町,梅ノ辻,棧橋通1～6丁目,天神町,筆山町,塩屋崎町1～2丁目,百石町1～4丁目,南ノ丸町,北竹島町,北高見町,高見町,幸崎,小石木町,大原町,河ノ瀬町,南河ノ瀬町,萩町1～2丁目,南竹島町,竹島町,六泉寺町,孕西町,孕東町,深谷町,南中山,北中山
	長浜	長浜,長浜宮田,長浜蒔絵台1～2丁目,横浜,瀬戸,瀬戸西町1～3丁目,瀬戸東町1～3丁目,瀬戸1～2丁目,横浜新町1～5丁目,横浜西町,横浜東町,瀬戸南町1～2丁目,横浜南町
	御豊瀬	御豊瀬
	浦戸	浦戸
	春野	春野町弘岡中,春野町弘岡下,春野町西分,春野町芳原,春野町内ノ谷,春野町西諸木,春野町東諸木,春野町秋山,春野町甲殿,春野町仁ノ春野町西畑,春野町森山,春野町平和,春野町南ヶ丘1～9丁目
北部	土佐山	土佐山菖蒲,土佐山西川,土佐山梶谷,土佐山,土佐山高川,土佐山桑尾,土佐山都網,土佐山弘瀬,土佐山東川,土佐山中切
	一宮	一宮,一宮中町1～3丁目,一宮東町1～5丁目,一宮西町1～4丁目,一宮南町1～2丁目,一宮しなね1～2丁目,一宮徳谷,薊野,薊野西町1～3丁目,薊野北町1～4丁目,薊野東町,薊野中町,薊野南町,重倉,久礼野
	江ノ口	入明町,洞ヶ島町,寿町,中水道,幸町,伊勢崎町,相模町,吉田町,愛宕町1～4丁目,大川筋1～2丁目,駅前町,相生町,江陽町,北本町1～4丁目,柴田町1～3丁目,新本町1～2丁目,昭和町,和泉町,塩田町,比島町1～4丁目
	秦	愛宕山,前里,東秦泉寺,中秦泉寺,三園町,西秦泉寺,北秦泉寺,宇津野,三谷,七ツ淵,加賀野井1～2丁目,愛宕山南町,秦南町1～2丁目
	小高坂	宝町,小津町,井口町,三ノ丸,宮前町,西町,大膳町,山ノ端町,桜馬場,城北町,北八反町,越前町1～2丁目,新屋敷1～2丁目,八反町1～2丁目,平和町
	上街	上町1～5丁目,本丁筋,水通町,通町
	高知街	唐人町,与力町,鷹匠町1～2丁目,本町1～5丁目,升形,帯屋町1～2丁目,追手筋1～2丁目,廿代町,永国寺町,丸ノ内1～2丁目

項目	委託料対象・対象外
旅費	○
消耗品費	○
印刷製本費	○
光熱水費	○
燃料費	○
修繕費	○
通信運搬料	○
手数料	○
保険料	○
職員研修費	○
職員健康管理費	○
使用料	○
賃借料	○
委託料	○
その他の経費	要確認

※母体施設と共用の項目がある際は、面積按分等を行うこと。